

2025年12月時点Draft

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業 全国意見照会での御意見一覧

第3回検討会【資料3】

2025/12/10

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

※全国意見照会で頂戴した御意見のうち、重複等を排除した、主なご意見を抜粋しております。

No	御意見分類①	御意見分類②	意見ありの区分	意見内容	対応方針(案)
1	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号:16・52・88・89・91 掲示について →保護者に対しての必要事項の掲示項目を、別表などにまとめて項目を設けるとわかりやすく良い。園名(内・外とも)・運営規程・重要事項説明書・苦情窓口・食事内容・お散歩マップ等 別紙1・P106~確認指導監査(D)	・確認観点毎の取りまとめとしているため、現状のままとさせていただきます。
2	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号1~4の部分について、一つの監査項目にまとめるのはいかがでしょうか。また、条文が、抽象的であり、文書指導にするのは、根拠が薄い気がします。	・確認観点毎に統合せずそれぞれ確認することとします。また、設備運営基準に基づく項目のため、評価区分は文書指摘事項とします。
3	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号27~29を一つの監査項目にするのはいかがでしょうか。	・確認観点毎に統合せずそれぞれ確認することとします。
4	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号31と32をひとつの監査項目にするのはいかがでしょうか。	・確認観点が異なるため、現状のままの記載とさせていただきます。
5	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号8~10の根拠は設備運営基準第5条第5項ではないでしょうか。また、一つの監査項目にするのはいかがでしょうか。	・根拠法令を修正いたします。 ・確認観点が異なるため、現状のままの記載とさせていただきます。
6	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号22~24を一つの監査項目にするのはいかがでしょうか。	・確認観点が異なるため、現状の記載のままさせていただきます。
7	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号28~30を一つの監査項目にするのはいかがでしょうか。	・確認観点が異なるため、現状の記載のままさせていただきます。
8	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	(C) 家庭的保育事業等 ・No92、NO115の監査評価項目・自己点検項目の内容が重複するので、根拠法令に両方の根拠を記載し1つの項目としてまとめてはどうか。	・(C) 家庭的保育事業等について、内容は重複しておりますが、確認対象となる施設及び、根拠法令が異なりますので、現状の記載といたします。
9	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	(C) 家庭的保育事業等 ・NO93、NO116の監査評価項目・自己点検項目の内容が重複するので、根拠法令に両方の根拠を記載し1つの項目としてまとめてはどうか。	・(C) 家庭的保育事業等について、内容は重複しておりますが、確認対象となる施設及び、根拠法令が異なりますので、現状の記載といたします。
10	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙2】【自己点検票(標準様式)(案)について】(資料P33~35)	・④1つの項目で、複数の確認項目があるため適否の選択が選びづらいものがあるため、1項目1確認になるようにする必要があると考えます。 例えば、認可自己点検項目99「保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学の際に、小学校への送付が行われているか。」は、作成されていることと送付されていることを確認する必要がありますが、回答は1つとなります。	・ご指摘の項目について、確認観点毎に分割いたします。
11	1. 監査調査一覧(自己点検票)	1. 監査評価項目・自己点検項目の統合	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・重複している項目が見られる(遊具の衛生管理など)。 どちらの項目で指摘事項をつくるべきなのかかわからないことがないようにしてほしい。 (上記の実施状況報告においても同様)	・遊具の衛生管理について、A(施設監査)保育所の番号31、32を統合することにより、番号6との重複を排除いたします。
12	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	児童福祉法の改正を踏まえ、「保育所等の職員による虐待等の発見時の通報を行っているか」を監査評価項目として定義するべきでないか。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
13	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	○監査調査一覧:(B)施設監査(幼保連携型認定こども園) 保育士資格・幼稚園教諭免許を併有していない保育教諭等に対して特定期間中の取得を促すための人事計画の策定を確認する項目が無い	・人事計画の策定については、着眼点に追記いたします。
14	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・案では労働安全衛生法等を根拠にしているものは「参考項目」となっている。現在、本市では調査案に記載されているものよりも多い項目(例:育児介護休業法改正の法改正に対する対応、有給休暇の取得等)を文書指摘しているが、今後は記載されていない項目については確認不要であり、記載されている項目についても評価区分通りに対応すればよいと認識してよろしいか。	・標準的な監査調査一覧は、国として最低限求める監査項目を示しております。なお、労働安全衛生法については、指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携することを、自治体判断いただくことを想定します。
15	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・長時間保育に対する配慮事項等の位置づけを監査評価項目に加えてほしい。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目を定義しており、必要に応じて自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
16	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・耐震対策について監査評価項目に入れて欲しい。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目を定義しており、必要に応じて自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
17	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・家庭的保育事業等11 危険物についての監査評価項目は全施設種別に必要。	・保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対し、危険物に関する着眼点を記載済のため、現状のままさせていただきます。
18	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・保育72 通知に記載の契約書に明記する事項を監査評価項目に入れてほしい。	・調理業務の委託契約については、「保育所における調理業務の委託について(平成10年児発第86号通知)」を基に、ご判断いただくことを想定しており、現状のままの記載とさせていただきます。
19	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・⑦【A:保育所】及び【C:家庭的等】において、【B:幼保】ではNo.78にて位置づけられている「小学校との接続」に係る項目が存在しない。保育所保育指針第2章4(2)に基づき、施設類型間での整合を図っていただきたい。	・A:保育所、C:家庭的に、保育所保育指針第2章4(2)に基づき、「小学校との接続」の項目を追加いたします。
20	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・⑩【B:幼保】No.97について、評価項目及び評価区分を再整理いただきたい。「自己評価」の実施及び公表は義務規定(認定こども園法施行規則第23条)だが、「関係者評価」(同施行規則第24条)及び「外部評価」(同施行規則第25条)は努力義務規定となっており、これらをひとまとめにした評価項目について評価区分を「文書」とするのは、評価区分の定義にそぐわないと考える。【A:保育所】No.87~90のように評価項目及び評価区分を分割して位置付けていただきたい。	・A(施設監査:保育所)と整合をとるかたちで、当該監査評価項目を「自己評価の実施」と「改善の取組」の観点から分割いたしました。また、当該監査項目の着眼点としていた、「外部評価の実施及び結果の公表」について、認定こども園法施行規則第25条を根拠に、監査評価項目として追加いたしました。
21	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・⑫【B:幼保】において、【A:保育所】及び【C:家庭的等】にて位置づけられている「非常災害」に係る項目が存在しない。例えば【A:保育所】No.7~12のような、消防用設備の設置・点検や避難・消火訓練の実施等について、消防法等に基づく「参考項目」として位置付けることを検討いただきたい。	・幼保連携型認定こども園の設備運営基準に基づき、標準的な監査評価項目としては、定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
22	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・監査項目について、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に立地する保育所等は、土砂災害防止法及び水防法の規定により、避難確保計画による避難訓練が義務付けられている。防災上重要な観点であり、追加していただきたい。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、追加しない方針とさせていただきます。なお、土砂災害防止法及び水防法については、指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携することを、自治体判断いただくことを想定します。
23	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号9~12 非常災害に関して記載されていますが、備蓄食品の備えに関する記載がありませんが、どの番号で確認すればよいでしょうか。	・監査評価項目「非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。」の着眼点に、備蓄食品の備えを確認する文言を追加いたします。
24	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・番号72 基本的な考え方(根拠条文)の次の各号に掲げる…保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。に関しての着眼点の確認内容がありませんが、よいのでしょうか。	・保育所の設備運営基準 設備運営基準第32条の2に基づき、「食事の外部搬入を行っている保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。」を監査評価項目として追加いたします。
25	1. 監査調査一覧(自己点検票)	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧(案)について】(資料P27~31)	・衛生面の書類(調理室内や冷蔵庫の温度記録、残留塩素、調理従事者の健康チェック、調理施設等の点検表、害虫駆除記録、検食簿)や現地で保存食(原材料・調理済み食品)を確認していましたが、どの項目で確認すればよいでしょうか。	・監査評価項目「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修や訓練を定期的実施しているか。」の中で確認いただくことを想定します。着眼点に、「大規模調理マニュアル又はHACCPに沿って衛生管理をしているかを確認する」との文言を追加いたします。

26	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所、幼保連携型認定こども園の保育の「項目」については、検討会のなかでお伝えした必要項目を国の標準化項目に反映していただきたい。	・追記要否を検討の上、必要に応じて追加いたします。
27	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・22 監査評価項目・自己点検項目に追加 ・施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保に努めているか（施設長の責務） ・現在の園の課題を把握しているか、課題があれば解決に向けた取り組みをしているかを確認する	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
28	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・健康と安全その他、本市で確認している項目として ・年1回の歯科検診 ・投薬（自治体によって異なるか）について（薬品の保管、保護者と園の確認状況等）	・歯科検診については、追加しない方針といたします。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。 ・投薬については、各施設監査において「必要な医薬品を常備し、適正な管理を行っているか。」との項目にて確認いただくことを想定します。
29	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・開所日数の適正に関する項目は不要か。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
30	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・保育所の園児の定員に対する実員及び私的契約時の有無の確認。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
31	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・職員の配置について、平日だけでなく、早朝、夕方、土日の対応。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
32	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・事故記録、ヒヤリハットの記録。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
33	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・投薬管理体制	・投薬については、各施設監査において「必要な医薬品を常備し、適正な管理を行っているか。」との項目にて確認いただくことを想定します。
34	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・遊具の自主点検や業者点検。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
35	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・消防計画の届出や土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等、災害対策に関する項目。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、追加しない方針とさせていただきます。なお、消防法及び土砂災害防止法については、指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携することを、自治体判断いただくことを想定します。
36	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・建物の耐震基準について確認する項目。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
37	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・家畜の飼育。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
38	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【保育所】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・救命救急やAEDの使用に関する研修の実施状況。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判断により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。
39	1. 監査調査一覧（自己点検票）	2. 監査評価項目・自己点検項目の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	【認定こども園】 ・標準的な監査項目として、以下の点を定義すべきではないか。 ・こども園の児童の定員に対する実員の確認。	・実員については、事前提出情報のうち、「児童等のこどもの数」において確認いただくことを想定しております。
40	1. 監査調査一覧（自己点検票）	3. 監査評価項目・自己点検項目の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	○監査調査一覧：（A）施設監査（保育所） 105 手当のみ項目出する理由が不明	・「児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年ご成事第175号通知）」別紙1 児童福祉行政指導監査事項に「通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。」が定められていることから、監査評価項目として起票いたしました。
41	1. 監査調査一覧（自己点検票）	3. 監査評価項目・自己点検項目の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑨【B：幼保】No. 8、9、10及び25について、評価区分を「助言」とするのは現実的ではないため、再考いただきたい。配置及び設置に当たっては施設側に多大な費用等の負担が発生するものであり、努力義務規定である以上、当市においては認可の段階でも重視して指導していない。特に「養護教諭」について、園に「看護師」を配置し、保健関係の業務を担っているケースも多く、追加で配置を求める必要性を感じない。	・設備運営基準に基づき定義している項目であるため、現状のままといたします。
42	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・定期的に実施する等の項目は、「定期的に」が、どれくらいの頻度かを示す。国が（例という形でも）回数を示しているものは特に。	・「定期的に」の頻度については、自治体によりご判断いただくことを想定します。
43	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	P47 番号29 教育及び保育を行う期間及び時間 ・教育時間に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とされていますが、特に保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設について、4時間を大きく超える時間を教育時間としているケースが見受けられます。何時間までであれば、「標準的な1日当たりの時間を4時間としている」と判断できるのか等、判断基準の目安を着眼点に記載いただきたいです。	・自治体によりご判断いただくことを想定します。
44	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	P56 番号101 職員の資格 ・園長の資格について、認定こども園法施行規則第12条に定められていますが、第13条において設置者が同等の資格を有すると認めるものを任命することができるとされています。第13条に基づき、任命されている園長については、何をもち必要な資格を有すると確認すればよいか、着眼点に記載する予定はありますでしょうか。	・今後、着眼点への追記要否について、検討してまいります。
45	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・監査項目は具体的に示してほしい。特に書面で指摘する内容については、具体的に何がダメで、どう改善すべきなのか示さない施設から反発を受ける可能性がある。現状の項目で言えば、例えば「研修や会議などで人権について考える機会を持っているか。」に対して、「研修計画や研修報告書を確認する。」となっているが、具体的に何があればよくて、何がダメなのか。	・ご意見として承ります。
46	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号：55・56 設備の基準 「乳児又は満2歳に満たない幼児の保育所には乳児室又はほいく室、医務室、調理室及び便所を設けること。」 →便所はどこに必要か、ほいく室に乳児室には最低必要か、保育所内ならばいいのか、基準を明記してほしい。	・安全・衛生面に鑑み、自治体によりご判断いただくことを想定します。
47	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号：78 職員 「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。」 →嘱託医とは内科医・歯科医とも必要か。	・通知等に基づき、自治体によりご判断いただくことを想定します。
48	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号：89 業務の質の評価 「保育所として自らの行う業務の評価(自己評価)を行っているか。」 →自己評価の手法を確認とどのような方法が基本か、公表もすべきか。	・自己評価の手法等や公表については、着眼点に記載の「保育所における自己評価ガイドライン（令和2年厚生労働省）」に則り自治体により判断いただくことを想定します。
49	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号：89・90 業務の質の評価 「定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表しているか。」 →外部評価の公表についての頻度や、外部機関の条件はあるか。	・自治体の運用に基づき、判断いただくことを想定します。
50	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・幼保連携型認定こども園1・2 どちらも基準上は原則とされているところ、文書指摘とする基準（〇人以上超過の場合等）はあるか。学級については、基準の運用上の取扱い通知にて地域の実情に応じて弾力的な取扱いができる旨が示されている中、どのように指導すればよいか。	・待機児童対応等各自自治体で状況が異なるため、自治体により判断いただくことを想定します。

51	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・幼保連携型認定こども園97 根拠条文に「主務省令で定めるところにより」とあるため、主務省令の条文に沿った監査評価項目に変えてほしい。	・根拠法令にて、「主務省令で定めるところ」と記載がある項目について、主務省令側の根拠条文を記載する形に変更いたします。
52	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所88.89 幼保連携型認定こども園5 職員の配置基準について、「満三歳以上満四歳未満の園児15:1」「満四歳以上の園児 25:1」は現在経過措置期間中である。旧基準での配置をしている施設があった場合は指摘をしなくてよいのか。	・旧基準で配置している施設については、経過措置の内容に従い、ケースに応じて指摘の要否を自治体により判断いただくことを想定します。
53	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	○監査調査一覧：（A）施設監査（保育所） 45 雇入健康診断をいつまでに行わなければならないのか不明確	・自治体によりご判断いただくことを想定します。
54	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	○監査調査一覧：（D）確認監査（特定教育・保育施設） 7 運営規程の概要とは、運営規程のどの項目がどの程度記載されている必要があるのか	・自治体によりご判断いただくことを想定します。
55	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・施設監査（保育所）20番→職員の心身の健康状態の確認方法は何を想定しているのか。	・自治体によりご判断いただくことを想定します。
56	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所97 長期の指導計画は年、学期、月それぞれに必要ということか。短期は月より短いものという理解で良いか。	・自治体によりご判断いただくことを想定します。
57	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・家庭的保育事業33 着眼点に記載の汚染作業区域と非汚染作業区域の区別は現実的ではないと思うが、どのように確認すればよいか。	・汚染作業区域と非汚染作業区域の区別は、作業導線や器具・エプロン等の使い分け等、区画分けの方法を確認いただくことを想定しております。
58	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・「食事を調理する者につき、検便を実施しているか。」について、調乳担当者も検便実施が必要な旨を記載したほうがよいのではないか。	・調乳担当者について、着眼点に追記いたします。
59	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】番号151～159は、評価対象となる施設欄が「社会福祉法人以外の場合」とあるが、公立保育所も評価不要であることを明記した方が分かりやすい	・公立保育所も評価不要であることを追記いたします。
60	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・④【A：保育所】No.36、【B：幼保】No.51及び【C：家庭的等】No.42について、「子ども一人当たりの食費」の基準額を明示していただきたい。	・「子ども一人当たりの食費」の基準額については、自治体によりご判断いただくことを想定します。
61	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号36 食費が人数に対して、極端に低くないかを判断することが難しいです。これは、予定・実施食数や食材の発注量・購入量で確認してもよいですか。	・食提供の適正について、自治体によりご判断いただくことを想定します。
62	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号38 「献立表に責任者の関与があるか確認する」に関し、どのように確認するのでしょうか。（口頭確認または責任者の押印を確認等）、責任者の押印がなければ、文書指摘でしょうか。	・確認方法については、自治体により判断いただくことを想定します。
63	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号41 入所時の健康診断にかえることができる乳幼児健康診査については有効期限はありますか。	・自治体により判断いただくことを想定します。
64	1. 監査調査一覧（自己点検票）	4. 監査評価項目・自己点検項目の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・健康診断の実施回数について法的解釈が自治体で異なるため、整理いただきたい。	・保育所の設備運営基準第12条第1項に基づき、健康診断の実施回数は、「少なくとも1年に2回」と解釈いただければと存じます。
65	1. 監査調査一覧（自己点検票）	5. 監査評価項目・自己点検項目の並べ替え	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	全体 ・監査調査一覧と同様ですが、すべて順番になっていると確認しにくいので、カテゴリ分けして整理していただきたいです。	・自己点検票にも「分類」列を追加いたします。
66	1. 監査調査一覧（自己点検票）	5. 監査評価項目・自己点検項目の並べ替え	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・当区を含む多くの自治体において、監査項目を「運営管理」「教育・保育内容」及び「会計経理」の3分野に区分したうえで、各分野専任の担当者を配置することで、監査担当者の専門性の向上及び監査の実効性の向上を図っていることと存じます。他方、お示しされている「監査調査一覧（案）」は、先述した分野への区分はされていないように見受けられます。ついては、先述の分野へ区分している目的を考慮いただいたうえで、「監査調査一覧（案）」への反映について検討いただきたく存じます。	・御意見の通り、「運営管理」「教育・保育内容」及び「会計経理」の3分野での分類を大分類として、その配下にカテゴリ毎に並べ替えるよう、修正いたします。
67	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・（例）保育所77、100、101 「体制が整っているか」では実際その場を見ないといけない→マニュアル作成や管理日誌作成等明記して欲しい。	・着眼点に追加いたします。
68	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所103 「具体的な対応」となっているが、食物アレルギーの緊急時対応マニュアル、誤食を防ぐマニュアルの作成と明記して欲しい。	・着眼点に追加いたします。
69	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・認定こども園法施行規則第23条に定める幼保連携型認定こども園の自己評価の公表義務について、触れられている箇所がない。	・認定こども園法施行規則第23条に定める「自己評価の公表義務」について、着眼点に追記いたします。
70	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑤【A：保育所】No.87及び【C：家庭的等】No.6に関連し、保育所保育指針第1章3(4)イ（ア）にて、「『保育所の自己評価』について『結果を公表するよう努めなければならない』と記載がある。『外部の者による評価結果の公表（No.88）』については着眼点に入っているため、保育所及び家庭的保育事業等における自己評価結果の公表についても、幼保連携型認定こども園との整合を図っていただきたい。	・A（施設監査：保育所）及び、C（施設監査：家庭的保育事業等）の「保育所として、自らその行う業務の評価（自己評価）を行っているか。」について、保育所保育指針第1章3(4)イ（ア）に基づき、自己評価の公表を、着眼点に追記いたします。
71	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑥【A：保育所】No.97、【B：幼保】No.76及び【C：家庭的等】No.66について、保育所保育指針第1章3(2)カ及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3(4)(5)にて、「長時間にわたる（教育及び）保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。」とされていることから、着眼点上の項目として位置付けることを検討いただきたい。	・着眼点に追記いたします。
72	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑩【D：特定教育】No.39及び【E：特定子ども】No.15について、監査評価項目中「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか」に係る着眼点が存在しないため、今一度御確認いただき、当該文言についても評価の必要がある場合は、着眼点に評価の方法を追記し明示していただきたい。なお、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について」（令和5年12月27日付付成保212）第2(2)において、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を利用して都道府県が情報公表を実施した場合には、運営基準第23条に基づく掲示をしたものとみなす旨記載がある。仮に「ここdeサーチ」での情報公表の有無を確認指導監査上の着眼点とする場合、「『ここdeサーチ』のどの項目が入力されていることをもって運営基準が満たされていることとなるか」を明確化していただきたい。	・ここdeサーチの利用は任意であるため、着眼点には追加しない方針といたします。
73	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・（番号120～123）着眼点について、収支計算分析表上だけでは、経理等通知の「1 委託費の用途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているかどうかの確認が困難であるので、決算書と附属明細書、補助簿等も確認する必要があります（事前提出書類は決算書と附属明細書）。	・着眼点に追記いたします。
74	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・33害虫駆除の記録はこの箇所に含まれるでしょうか。	・害虫駆除の記録について、着眼点に追記いたします。
75	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・38検食簿は安全な給食業務として必要な書類かと思えます。	・検食簿について、着眼点に追記いたします。
76	1. 監査調査一覧（自己点検票）	6. 着眼点の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・44「職員の健康診断」の検便検査にはO157だけでなくO26、O103、O111、O121、O145も含まれてよいですか？ 根拠：食安監発1120第1号「腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法について」本市では平成24年12月17日付け食安監発1217第1号「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」（食安監発1120により廃止）をもとに給食の手引きを作成しています。	・該当の通知を、関連法令に追加の上、着眼点に追記いたします。
77	1. 監査調査一覧（自己点検票）	7. 着眼点の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号：52 苦情への対応 「苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。」 →第三者委員の設置は必修であるか。	・番号52の適否を判断する際の着眼点の参考として提示しております。
78	1. 監査調査一覧（自己点検票）	7. 着眼点の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育時間について、当自治体においてはコアタイムの確認等は行っていない（開所時間のみを確認）。	・コアタイムについて、記載を削除いたします。

79	1. 監査調査一覧（自己点検票）	7. 着眼点の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号91 着眼点に関し、衛生管理計画や手順書の作成は現在の監査で確認していませんが、確認が必要とごときでしょうか。	・(A) 施設監査（保育所）について、「調理設備等の衛生管理を実施しているか。」の適否を判断する際の着眼点の参考として提示しております。
80	1. 監査調査一覧（自己点検票）	7. 着眼点の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号22 研修の未受講者がいる場合、補講計画を確認するとありますが、実際には補講を受けることは難しいと思われます。補講計画の確認は必要でしょうか。	・着眼点はあくまで評価上の一例であり、評価にあたっては「監査評価項目・自己点検項目」を満たしているかを総合的に判断いただくことを想定します。
81	1. 監査調査一覧（自己点検票）	7. 着眼点の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号96について、根拠条文では来訪者や園行事についての記載までは定められていませんが、着眼点に上記についての記載は必要なのでしょうか。	・着眼点はあくまで評価上の一例であり、評価にあたっては「監査評価項目・自己点検項目」を満たしているかを総合的に判断いただくものとします。
82	1. 監査調査一覧（自己点検票）	8. 着眼点の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号20について、こちらは保育士登録者管理システムや、日本版DBSを利用しているかどうかを確認したのもよろしいでしょうか。	・DBS等の監査評価項目については、来年度検討予定です。
83	1. 監査調査一覧（自己点検票）	8. 着眼点の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号40 調理業務の委託に関し、栄養士からの栄養面での指導を受けられるような体制の確認とありますが、栄養士の配置等を確認すればよいのでしょうか。	・確認方法については、自治体により判断いただくことを想定します。
84	1. 監査調査一覧（自己点検票）	8. 着眼点の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号2と4 具体的な取り組みを指導計画で確認するとありますが、具体的な判断基準はありますか。	・保育指針等を基に、自治体によりご判断いただくことを想定します。
85	1. 監査調査一覧（自己点検票）	8. 着眼点の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号66の消防法を遵守しているのかについて、具体的に記していただけると幸いです。	・消防法は自治体指導権限を有しないため、(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）の番号66「保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。」の着眼点から「消防法の規範を遵守しているか確認する。」を削除いたします。
86	1. 監査調査一覧（自己点検票）	8. 着眼点の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	(E) 特定地域型保育事業等・(D) 特定教育・保育事業等 No17 ・NOS 着眼点の提出先については、教育委員会ではなく就学先の小学校でないのででしょうか。	・(E) 特定地域型保育事業等、(D) 特定教育・保育事業等について、根拠法令に基づき、着眼点の提出先を、就学先の小学校に変更いたします。
87	1. 監査調査一覧（自己点検票）	8. 着眼点の具体化	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・NO18 着眼点の情報漏洩の有無の確認はどのような方法を想定されていますでしょうか。	・着眼点等を参考に、自治体により判断いただくことを想定します。
88	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育指針に基づき確認する項目（例：39食育計画（助言）と92保健計画（文書））、や設置基準に基づき確認する項目（例：11非常災害対策計画（助言））でも、文書指摘、助言事項の差異があるが、このように判断を分けているのはなぜか。	・保育所の監査項目である、保健計画の作成について、助言指導事項に変更いたします。
89	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・(A)94番は事務連絡が根拠となるため、評価区分を「助言指導事項」とすべきではないでしょうか。	・設備運営基準・運営基準等の関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」としてあります。
90	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号40について、通知に基づくことであるため、評価区分は、助言指導事項が妥当ではないでしょうか。	・設備運営基準・運営基準等の関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」としてあります。
91	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号77について、事務連絡に基づくことであるため、評価区分は、助言指導事項が妥当ではないでしょうか。	・設備運営基準・運営基準等の関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」としてあります。
92	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号92について、保育所保育指針の文言を見るに評価区分は、助言指導事項ではないでしょうか。	・設備運営基準・運営基準等の関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」としてあります。
93	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号36 監査評価項目の内容は文書指摘事項ですが、給与栄養量の目標の設定や季節感や地域性等を考慮し、幅広い食品を取り入れているか等は、努力義務であり、助言ではないでしょうか。	・給与栄養量の目標設定は努力義務ではないため、文書指摘といたします。
94	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号37 給与栄養量の目標設定は、努力義務であることから、助言指導事項ではないでしょうか。また、番号36の目標量の設定と重複が見られます。	・(A) 施設監査（保育所）番号37「食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。」の、着眼点「児童一人一人の発達及び発育状態、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー量及び栄養素の量（給与栄養量）の目標が設定されているか、献立表等を確認する。」を番号36「児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。」に移動し、栄養量含有の確認は、番号36のみで行います。
95	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・条文中に義務と努力義務が混在しているような場合、最後の「努めること」に引張られて全体で助言になってしまっているように思われ、8の非常災害 前段の消防設備を設けるのは義務、後段が努力義務では？	・現状のままの記載とさせていただきます。
96	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・4. 食中毒対策について ①自己点検票 (A) 施設監査（保育所）番号33について 研修の実施については、雇児発第0222001号通知の8において、「職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。」と記載されているため、研修については文書指摘事項のままでよいと思うのですが、設備運営基準第10条第2項は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修と訓練は実施するよう努めなければならない旨の規定であるため、訓練の実施については、文書指摘事項ではなく助言事項ではないでしょうか。	・現状のままの記載とさせていただきます。
97	1. 監査調査一覧（自己点検票）	9. 評価区分の変更	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・4. 食中毒対策について ②自己点検票 (B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）番号88において、根拠法令等として「社施第97号通知」と記載されていますが、「社施第65号通知」ではないでしょうか。 また、評価区分を文書指摘事項とした理由としては、社施第65号通知Ⅲ第1項(6)の「研修に参加させるなど」の「など」に訓練も含まれるとの認識によるものでしょうか。	・根拠法令等を修正いたします。なお、本項目は保育所の監査評価項目と評価区分の整合性をとるため、「助言指導事項」としてあります。
98	1. 監査調査一覧（自己点検票）	10. 評価区分の定義	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・計画にて30%基準を超えている理由が妥当と判断できる場合など、文書指摘としない例外（運用）についても各項目に記載いただきたい。	・「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」への変更については、「評価区分」の考え方を参考に、監査のケースに応じて、各自体にて判断いただくことを想定しております。
99	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・業務管理体制の確認については、園側が届出日や届出先をシステムに入力し、自治体で確認できるようにしていただきたいです。	・標準的な事前提出情報としては自治体毎に監査手法が異なることから、定義しない方針とさせていただきます。
100	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】P33の「■監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）№155について、企業会計の基準による会計処理を行っている場合には、「借入金明細書」及び「基本財産及びその他の固定資産（有形資産）の明細書」についても確認する書類のため、「着眼点」及び「事前提出書類」の項目に必要なものではないか。	・事前提出書類及び、着眼点に追加いたします。

101	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・事前提出書類のなかで、保育計画（短期）については、煩雑になることを考慮し、提出は監査付きの前月等と指定してはどうか。また、最低基準に関する設備、児童数記載の様式については、最低基準の計算を行うため、保育室ごとの面積記載や1.2才の年齢ごとの職員配置が記載できるようにしたほうが、基準の計算が行いやすい。また、最低基準の適否について、計算結果の判定が表記されると、施設側も県としても、システム内で確認ができる。	・事前提出書類の「短期的な指導計画」等について、自治体毎に期間を設定できる仕様を想定しております。また、事前提出情報の職員数等については、EXCELで提供させていただきため、自治体毎の運用に応じて変更していただく想定です。
102	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・具体的には、定員確認、計画関係、給食関係、健康診断、避難訓練、園バス、プールなど実際の保育に関わる項目がないですが、これらも含めた事前提出書類を作っていました。	・事前提出書類は、国として最低限確認すべきとする書類を定義しております。各自治体の監査のやり方に応じて、追記等いただくことを想定します。
103	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・施設基本情報部分（全施設共通）のうち、利用定員は教育・保育認定区分ごと（3号0歳と1.2歳それぞれ）、認可定員は施設全体で認定しているものであるため、これに合わせた様式とするべきではないでしょうか。	・利用定員については、様式を変更いたします。なお、システム化に当たっては、利用定員及び認可定員について、給付申請情報からの取得を想定しております。
104	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・施設基本情報分（全施設共通）のうち、学級数は、異年齢混合クラスの場合、どのように記載することを想定されているのでしょうか。	・学級数については、監査で確認する項目ではないため、削除させていただきます。
105	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)		・標準的な事前提出情報は、システム上での自動計算等の管理を想定し、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報とするため、追記を見送らせていただきます。その他、自治体にて提出を求める情報につきましては、独自に追加いただくこととします。
106	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・2.事前提出書類・事前提出情報に、①具体的な方法を記入	・標準的な事前提出情報は、システム上での自動計算等の管理を想定し、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報とするため、追記を見送らせていただきます。なお、自治体にて提出を求める書類・情報につきましては、独自に追加いただくこととします。
107	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・3.事前提出情報に、 ①研修等の取り組みについて実施の有無を記入 ②取り組んでの効果や成果を記入	・標準的な事前提出情報は、システム上での自動計算等の管理を想定し、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報とするため、追記を見送らせていただきます。その他、自治体にて提出を求める情報につきましては、独自に追加いただくこととします。
108	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・4.事前提出情報に、 苦情受付及び解決状況の入力 ・書面記録の有無 ・前年度今年度の受付件数等	・標準的な事前提出情報は、システム上での自動計算等の管理を想定し、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報とするため、追記を見送らせていただきます。その他、自治体にて提出を求める情報につきましては、独自に追加いただくこととします。
109	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・21事前提出情報に、 ①園内研修について実施の有無を記入 ・研修の回数、保育士以外の参加者等 ②取り組んでの効果や成果を記入	・標準的な事前提出情報は、システム上での自動計算等の管理を想定し、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報とするため、追記を見送らせていただきます。その他、自治体にて提出を求める情報につきましては、独自に追加いただくこととします。
110	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・事前提出情報の職員数について、フリーや日ごとに別の年齢を担当する職員の記載ができない。また、異年齢保育を実施している施設はこのフォーマットでは入力できないと思われる。	・事前提出情報の職員数等については、EXCELで提供させていただきため、自治体毎の運用に応じて変更していただく想定です。
111	1. 監査調査一覧（自己点検票）	11. 事前提出書類・情報の追加	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・（監査項目）保育士等配置の適否判断について（別紙2 P28） 案としてお示しいただいた「事前提出情報」の「児童の数と担当する職員の数」は、配置基準充足の適否を確認するには不十分である。 「事前提出情報」に加えて「事前提出書類」が複数設定されているが、これをどの程度詳細に確認するのか。 施設に回答させる配置状況を原案よりも詳細なものにしないと、複数自治体にまたがって事業を行う保育施設等にとって、自治体間での差分の解消につながらず、標準仕様としての意味をなさないのでないか。 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の附則第9 4条に反していないことを確認するには、月ごとではなく時間ごとの保育士配置情報が必要ではないか）	・事前提出情報の職員数等については、EXCELで提供させていただきため、自治体毎の運用に応じて変更していただく想定です。
112	1. 監査調査一覧（自己点検票）	12. 事前提出書類・情報の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・事前提出書類の児童・園児数及び職員数について、当自治体では直近の状況の記載を求めており、毎月の人数までは記載を求めていないが、記載が必須となるのか。	・給付において毎月申請した児童・園児数や職員数を取得可能とし、基本的には、保育施設等が手入力いただくことは不要となる想定です。
113	1. 監査調査一覧（自己点検票）	12. 事前提出書類・情報の削除	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・②【全類型共通】事前提出書類について、「指導計画」の提出の必要性について再考いただきたい。特に、「短期的な指導計画」（週案・日案等）は膨大なデータ量となるため、施設側及びプラットフォーム側に多大な負担をもたらすと想定されることから、事前提出書類から外すことを検討いただきたい。（前述の①とも重なるが、事前提出書類の種類について自治体の裁量としていただくことで、当該問題は解決すると考える。）	・事前提出書類については、自治体の裁量で取捨選択し、当日確認書類とすることも可能とする方針であるため、「短期的な指導計画」について、自治体の実態に応じて事前提出書類とするか判断いただくことを想定します。
114	1. 監査調査一覧（自己点検票）	12. 事前提出書類・情報の削除	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・（B）96番の園日誌は園側の負担軽減のため、事前提出不要とし、現地確認としても良いのではないのでしょうか。	・事前提出書類については、自治体の裁量で取捨選択し、当日確認書類とすることも可能とする方針であるため、「短期的な指導計画」について、自治体の実態に応じて事前提出書類とするか判断いただくことを想定します。
115	1. 監査調査一覧（自己点検票）	12. 事前提出書類・情報の削除	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・事前提出書類のうち、「要覧」とは何を指すのでしょうか。	・パンフレットや入園のしおり等を想定しております。
116	1. 監査調査一覧（自己点検票）	13. 評価対象施設の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑤【D：特定教育】No.25について、私立認可保育所は、市町村から保育を委託されているため、利用者負担額を市で徴収した上で、施設型給付費と併せた全額が委託費として支払われており、「法定代理受領」ではないとの整理から保護者への通知の対象外であると認識している。当該整理について認識が正しいかどうか今一度御確認いただき、評価上の混乱を招かないよう、着眼点等に明記していただきたい。	・ご認識に相違ございません。監査評価項目・自己点検項目の回答時に「対象外」を選択いただく運用を想定しております。
117	1. 監査調査一覧（自己点検票）	14. 経過措置一覧の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】「■根拠法令等一覧：（B）施設監査（幼保連携型認定子ども園）」について、幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 附則（幼保連携型認定子ども園の設置に係る特例）第4条の内容を追加	・経過措置に追加いたします。
118	1. 監査調査一覧（自己点検票）	14. 経過措置一覧の変更	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・配置基準は新基準で記載されているが、経過措置も考慮されるという理解でよいか。	・経過措置も考慮しております。
119	1. 監査調査一覧（自己点検票）	14. 経過措置一覧の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑩【B：幼保】について、設備運営基準附則に定められている次の特例について、「経過措置一覧」等に追記していただきたい。 ・附則第4条（幼保連携型認定子ども園の設置に係る特例） ・附則第5条から第8条まで（幼保連携型認定子ども園の職員の数等に係る特例）	・経過措置に追加いたします。
120	1. 監査調査一覧（自己点検票）	14. 経過措置一覧の変更	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・番号82、83について、経過措置の箇所に設備運営基準附則第二項を記載は必要ないのでしょうか。	・経過措置が適用される監査評価項目に、当該経過措置の根拠となる法令を関係法令等に追加いたします。
121	1. 監査調査一覧（自己点検票）	14. 経過措置一覧の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・参考元資料について、認定子ども園法施行規則附則第5条ではなく、正しくは、認定子ども園法附則第5条ではないか。また、法改正により、特例期間は、施行の日から15年間に改正されている。（別紙1（B）経過措置一覧 幼保連携型認定子ども園 No.2）	・経過措置一覧の「参考元資料」を修正いたします。
122	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・文書指摘事項については施設側から根拠法令を聞かれるので、法令や条例に違反するもののみとしてほしい。	・設備運営基準・運営基準等の関係法令、及び、関係通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」としてあります。

123	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】P37の「■根拠法令等一覧：（B）施設監査（幼保連携型認定こども園）」No.26「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（令和6年こども家庭庁）」→「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（令和7年こども家庭庁）」	・根拠法令等を修正いたします。
124	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】P5、63、105、115の「■根拠法令等一覧」の「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年こども家庭庁）」→「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年局長連名通知）」	・根拠法令等を修正いたします。
125	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・【別紙3】【事務フロー（案）】P61「■根拠法令等一覧表」No.3「根拠法令等」の項目の「児童福祉行政指導監査の実施について（H12局長通知）」→廃止されているため、同じ名称の令和7年3月21日の通知が根拠になると思われる。	・根拠法令等を修正いたします。
126	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	○「評価区分」欄について、通知を根拠とする項目及び参考項目については、「通知を元に、監査に置いて確認すべきと判断した項目」及び「通知等に従い、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目」とされていることから、「関連法令・告示・通知等」欄にその根拠となる通知等を記載していただきたい。	・該当の通知（児童福祉行政指導監査の実施について等）を追記いたします。
127	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	○幼保連携型認定こども園自己点検項目116「職員の定期健康診断を適切に実施しているか。」の根拠法令等について、「学校保健安全法第15条第1項」ではなく「労働安全衛生法第66条第1項」で良いか。	・根拠法令等を修正いたします。
128	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・根拠法令に水防法を含まなくてよいのか。	・全国的な統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、追加しない方針とさせていただきます。 なお、水防法については、指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携することを、自治体判断いただくことを想定します。
129	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・根拠法令等について、不足しているものはないか。特に「保育所における感染症対策ガイドライン」「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」「児童虐待の防止に関する法律」「大量調理施設衛生管理マニュアル」は重要と思われる。	・各通知について、関係する項目の関連法令等に追加いたします。
130	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・@【B：幼保】No.29について、評価区分を「文書」とするのは現実的ではないため、再考いただきたい。「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」（平成26年11月28日付け府政共第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号）4（1）にて「4時間を標準とする時間を確保することが必要だが、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。」とある。各園の建学の精神や特色により、4時間より長短がある場合（特に長い場合）において指導をする必要性を感じない。	・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」（平成26年11月28日付け府政共第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号）4（1）について、関係法令及び着眼点に追記いたします。
131	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・@【D：特定教育】、【E：特定地域型】及び【F：特定子ども】について、運営基準第62条（電磁的記録等）に係る評価項目が存在しないため、今一度御確認いただき、当該条文についても評価の必要がある場合には、評価項目として位置付けていただきたい。	・監査評価項目「職員に関する記録を整備しているか。」及び「会計に関する記録を整備しているか。」に対して、運営基準第62条（電磁的記録等）を関連法令等に追加し、書面は電磁的記録に代えられる旨を着眼点に追記いたしました。
132	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号91 基本的な考え方「都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（職長処理の事業を除く。）」は、営業となっていますが、これが保育所の施設が含まれるのでしょうか。	・施設監査（A～C）について、根拠法令を「保育所における食事の提供ガイド（平成24年厚生労働省）」に修正いたします。
133	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・番号104 基本的な考え方「子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供」と記載されていますが、着眼点にその内容がありませんが、よいのでしょうか。	・（A）施設監査（保育所）について、監査評価項目の文言に倣い、基本的な考え方を修正いたします。
134	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・別紙1の（B）施設監査（幼保連携型認定こども園）についても、「確認指導監査との重複」の欄があるが、「関連法令・告示・通知等」の欄に「特定教育・保育施設等運営基準府令」の記載がないものが多い。一方で、（A）施設監査（保育所）には「特定教育・保育施設等運営基準府令」の記載があるものが多いため、どちらに合わせてもよいが、監査調査全体の整合性を図るべきではないか。	・（A）施設監査（保育所）の記載様式に合わせるよう、「特定教育・保育施設等運営基準府令」を追記いたします。
135	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・「関連法令・告示・通知等」の欄に記載のある、児童福祉法第33条の10、11は誤りではないか。（別紙1（B）幼保連携型認定こども園No.44）	・「関連法令・告示・通知等」の欄に記載のある、「児童福祉法第33条の10、11」は、「認定こども園法第27条の2第1項」の誤りですので、削除いたします。
136	1. 監査調査一覧（自己点検票）	15. 根拠法令等・関連法令等の変更	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・②根拠法令等一覧について、保育所及び家庭的保育事業については「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）」が根拠に入っているが、幼保連携型認定こども園については「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年社援基発第65号通知）」のみ記載があります。「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）」は「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年社援基発第65号通知）」を受け再度通知されたものと認識していますが、幼保連携型認定こども園には適応できないのでしょうか。	・幼保連携型認定こども園に対しても適用可能あり、根拠法令の記載の誤りでございますため、修正いたします。
137	1. 監査調査一覧（自己点検票）	16. 施設監査と確認指導監査の重複の考慮	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・認識違いであれば申し訳ないのですが、「確認指導監査との重複」項目について、より精査していただけると幸いです。例えば、施設監査（保育所）番号5の関係法令に特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第3項が記載されていますが、第31条においても地域との交流について規定されています。また、当該規定については、確認指導監査の評価項目であることから、「確認指導監査との重複」は「●」になるものではないのでしょうか。なお、項目内容の重複が完全一致でない場合は「●」としないうといった取り扱いであれば、一部一致があるものについても「●」等のサインがあるとありがたいです。	・施設監査と確認指導監査の重複については、監査評価項目の確認観点が一緒である場合に、「●」を付ける方針としております。
138	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所112 請求金額が適正であるかの確認は、市町村の確認指導監査や補助金の検査で対応すべき項目ではないか。	・請求金額が適正であるかの確認については、施設監査の項目からは削除いたします。
139	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所113 「適正な額となっているか」の確認は、運営規程等に定めた金額どおり徴収を行っているか、という観点で行えばよい。徴収額そのものの妥当性を判断する、という意味ではない、ということでしょうか。	・着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等について、次年度対応を検討してまいります。
140	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・経理等通知に関する項目について、要件や%の自己点検欄を設けてもらいたい。	・着眼点等に示す、「適正な」を判断するための確認方法等について、次年度対応を検討してまいります。
141	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・認定こども園においても、104で会計の原則についての記載があるため、事前提出書類に会計書類を含めた方が良いのではないかと。	・幼保連携型認定こども園の施設監査においても、会計に係る書類を事前提出書類に追加いたします。
142	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】P29の「■監査調査一覧：（A）施設監査（保育所）」No.134の積立資産の目的外利用の制限について、なぜその範囲での制限がされるのか、根拠法令（経理等通知）のどの部分なのかご教示いただきたい。	・該当の項目については、標準的な項目からは削除いたします。
143	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】P29、30の「■監査調査一覧：（A）施設監査（保育所）」No.137～139の「基本的な考え方（根拠条文）」の文章の元となる法令や通知等をご教示いただきたい。（当市では経理等通知3（3）などを参照し、『支払資金残高』については、流動資産・流動負債のうち、「1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）」を除いた流動資産と流動負債の差額、『当期資金収支差額合計』については「当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額」になるものとして確認している。）	・該当の箇所に対し、経理等通知3（1）～（3）を根拠法令に追加いたします。
144	1. 監査調査一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調査一覧（案）】P31の「■監査調査一覧：（A）施設監査（保育所）」No.144の前期末支払資金残高の充当対象施設の制限について、なぜその範囲での制限がされるのか、根拠法令（経理等通知）のどの部分なのかご教示いただきたい。	・該当の項目については、標準的な項目からは削除いたします。

145	1. 監査調書一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】P32の「■監査調書一覧：（A）施設監査（保育所）」No.149について、「監査評価項目・自己点検項目」に「貸付金処理」他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。」とあるが、どのような趣旨なのか、どの書類を確認すべきものなのかご教示いただきたい。	・「貸付金処理」他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。」の項目については、別項目で具体的な項目を定義済のため、削除いたします。
146	1. 監査調書一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】P33の「■監査調書一覧：（A）施設監査（保育所）」No.156、157について、「基本的な考え方（根拠条文）」に記載された内容の根拠をご教示いただきたい（「児発第295号通知第1の3(3)②」については保育所設置認可時に付すことが望ましいとされている条件の内容）。社会福祉法人ではない法人に社会福祉法人会計基準に基づく会計処理を行うよう指導することはできないのではないかと。	・ご指摘の項目を含む、「望ましい事項」については、認可の際の条件であることも鑑み、監査評価項目としては削除いたします。
147	1. 監査調書一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】P99、100の「■監査調書一覧：（C）施設監査（家庭的保育事業等）」No.225、226、227について、「根拠法令等」に記載の「雇児発1212第6号通知第1の3（4）イ、ウ、エ」については、「社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付すことが望ましいこと。」とされている、認可の際の条件の内容であるため、その根拠のみで文書指摘ができるものなのか。	・ご指摘の項目を含む、「望ましい事項」については、認可の際の条件であることも鑑み、監査評価項目としては削除いたします。
148	1. 監査調書一覧（自己点検票）	17. 会計に関する項目	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】34ページ159番について、経理規程に従って会計処理が行われているか確認する対象施設が「社会福祉法人以外の場合」となっているが、「こ成事第175号通知」を根拠法令等一覧に加えるのであれば、別紙1-2-(1)-第2-1-(2)より、社会福祉法人についても確認する必要があるのではないかと。	・該当箇所について、「こ成事第175号通知」を根拠法令等一覧に加えたうえで、社会福祉法人以外にも適用する項目といたします。
149	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・運営規定なのか、運営規程なのか。表現が統一されていない。	・文言を、「運営規程」に統一いたします。
150	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・①施設基本情報部分の給食実施状況で、弁当の未実施という項目があるが、これはどういう意味なのか。弁当のみ実施という意味だとしても、一体どういう状態を指しているのか。	・ここdeサーチから取得できる「給食の実施状況」という項目を連携します。「弁当の未実施」については、「弁当のみ実施」の誤記であり、修正させていただきます。
151	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	別紙1・P7～施設監査（A）保育所 ・番号：33 衛生管理「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修や訓練を定期的に実施しているか。」 →予防やまん延防止のためのマニュアルを整備し、とあるが「感染マニュアル」等具体的に表示した方がいい。	・ご指摘のとおり、「感染マニュアル等の予防やまん延防止のためのマニュアルを整備し」に文言を修正いたします。
152	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】P28の「■監査調書一覧：（A）施設監査（保育所）」No.128、129について、「都施設整備費積立金」及び「都施設整備費積立資産」については一部自治体のみの取扱いではないかと。	・表記を修正いたします。
153	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】P30の「■監査調書一覧：（A）施設監査（保育所）」No.140において、「都補助金含む」との記載があるが、一部自治体のみの取扱いではないかと。	・表記を修正いたします。
154	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・【別紙1】【監査調書一覧（案）】P30の「■監査調書一覧：（A）施設監査（保育所）」No.141、142において、「関連法令・告示・通知等」の項目に「都第3496号通知2」との記載があるが、一部自治体のみの取扱いではないかと。	・表記を修正いたします。
155	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）】P26の「■施設監査 A：保育所【自己点検】」のNo.160→No.159（番号ずれ）	・番号を修正いたします。
156	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・施設監査（保育所）項目20：着眼点「限り児童福祉事業の～」→「児童福祉事業の～」	・着眼点の表記を修正いたします。
157	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・施設監査（保育所）項目42：着眼点「入所時健康診断記録」→「定期健康診断記録」ではないかと。	・監査評価項目の表記を修正いたします。
158	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・施設監査（保育所）項目44：監査評価項目は検便の実施についてのみ記載されているが、着眼点には健康診断と検便について記載されている。例えば臨時職員について検便は実施しているが健康診断は実施していない場合、評価区分はどうなるのか。	・着眼点の表記の誤りでございます。「健康診断を適切に実施しているか」を「検便を実施しているか」に修正いたします。
159	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・施設監査（幼保連携型認定こども園）項目81：「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて」とあるが、認定こども園法施行規則第27条から「準用」ではないのか。	・ご指摘のとおり、「認定こども園法施行規則第27条から準用する学校保健安全法施行規則に規定する健康診断に準じて」に記載を修正いたします。
160	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・P.135：「子ども子育て支援法」→「子ども・子育て支援法」	・表記を修正いたします。
161	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・P20の項目番号「86～89」→「80～83」が正しいと思われる。	・表記を修正いたします。
162	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・「保育所における食事の提供ガイドライン」→「保育所等における食事の提供ガイド」	・表記を修正いたします。
163	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・子どもを表す言葉にブレがあるため、根拠条文や「乳児」等決まった文言のあるもの以外については、幼保連携型認定こども園では「園児」、その他では「児童」で統一するか、全体を「子ども」で統一するかのいずれかがよいと考える。	・子どもを表す言葉は、設備運営基準及び運営基準上での表記に合わせていただきます。
164	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・幼保連携型認定こども園部分にある「調理業務の全部を委託している施設以外の幼保連携型認定こども園を除く」「保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備しているか」の文章が不自然に思われる。	・表記を修正いたします。
165	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・「特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供が行われているか。」の文章が不自然に思われる。	・表記を修正いたします。
166	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・④【D：特定教育】No.24及び【E：特定子ども】No.48の着眼点について、根拠条文との差異があるように見受けられる。【D：特定教育】No.21及び【E：特定子ども】No.45の着眼点と同様の確認手法（実費徴収について、保護者からの同意文書（書面）があるかどうか。）とすることを検討いただきたい。	・着眼点を修正いたします。
167	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・⑥【D：特定教育】No.27と【E：特定地域型】No.49について、根拠法令はいずれも同様の趣旨となっているが、着眼点上の確認方法が異なっているため、統一していただきたい。なお、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領のいずれにおいても「全体的な計画の策定」が規定されていることから、【D：特定教育】No.27について【E：特定地域型】No.49の着眼点（全体的な計画の策定状況の確認）に揃える方向で検討いただきたい。	・特定教育・保育施設の着眼点を特定地域型保育事業に合わせて修正いたします。
168	1. 監査調書一覧（自己点検票）	18. 表記の修正	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・3.（B）施設監査（幼保連携型認定こども園）番号61～63について 保育所設備運営基準第32条第8号を準用する項目について、読み替え規定に対応した文言を用いるべきではないでしょうか。（61：「保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。」 ⇒「保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物であるか。」など）	・読み替えを適用のうえ、表記を修正いたします。
169	1. 監査調書一覧（自己点検票）	19. その他	【別紙1】【監査調書一覧（案）について】(資料P27～31)	・監査調書が文書中心で作成されており、分かりにくい。チェック項目ごとに例示資料等を図表で示すなどして、分かりやすい様式にしてほしい。	・根拠法令等の内容に鑑み、必要に応じて、図表等を活用いたします。

170	1. 監査調査一覧（自己点検票）	19. その他	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・また、今回の意見照会の趣旨とは異なるかもしれませんが、「基本的な考え方（根拠条文）」の（ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。）についての解釈が曖昧なため、例なども踏まえてわかりやすく解説していただけたら幸いです。	・ご意見として承りました。
171	1. 監査調査一覧（自己点検票）	19. その他	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・監査では職員体制や時間的制約を考慮し、例えば会計について社会福祉法人監査との重複項目は除くなど、法人監査と施設監査で確認することの整理をお願いしたい。	・各自治体の判断にて、重複項目は除く等、簡素化できる箇所は簡素化して問題ございません。
172	2. 監査調査標準化方針	1. 保育業務施設管理プラットフォームの導入について	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	・「標準監査調査一覧の標準化は技術的助言の位置付けであり、各自治体にて柔軟に対応可能であり、導入目的は複数自治体にもたがる保育施設の差分解消が目的」とあるが市町村によって、予算・人員規模等によりプラットフォームを導入できず、監査標準化が導入できない場合がある、その場合は複数自治体にもたがる施設としては、A市町村は標準化監査と、B市町村は従来監査での監査となり、施設に比べて負担増となり苦情等が発生する懸念があるが、その場合でも問題ないという認識で問題ないか	・政府文書にも記載のとおり、保育業務施設管理プラットフォームについては、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとご事情もことから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、御指摘のようなシステムも、将来的には、保育業務施設管理プラットフォームへ乗り換えていただくことを検討お願いいたします。
173	2. 監査調査標準化方針	2. 監査調査の再入力不要の意味について	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・「今後目指すべき姿の施設職員」監査調査の再入力不要とはどのような意味なのか、一度入力し提出するのは従来も変わらないと認識しているが。	・監査調査の再入力不要については、給付申請等で一度提出した情報は、監査時での再度の提出は不要とする方針で検討しております。
174	2. 監査調査標準化方針	3. 監査調査一覧の量について	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・まず監査調査一覧は膨大な量となっており、このすべての項目を一日の監査で実施できると想定しているのか。自治体はコロナ以降、監査時間の短縮も行っている。すべての項目を実施するのではなく、自治体で監査項目を削減を可能なか。可能であれば、その旨も改めて周知いただきたい	・監査調査一覧においては最低限確認が必要な項目を定めておりますが、当日の監査で確認する必要がある項目であるかについては、自己点検票の回答結果や事前提出書類の確認結果等を踏まえ、自治体の判断にて取捨選択いただくことを想定します。
175	2. 監査調査標準化方針	4. 保育施設等の入力負担軽減について	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・点検項目についての事業者の理解が不足している可能性もあるため、給付申請情報等から極力自動取得できる項目が中心となるような点検票にしたいです。また、自己点検票の内容が監査調査上に自動反映されるような形であると助かります。	・保育施設側の負担軽減のため、給付申請情報から取得できる情報については、自動で入力される要件といたします。
176	2. 監査調査標準化方針	5. 標準的な監査調査の導入時期について	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・これまでの各自治体独自で行ってきた監査内容を変更する場合、条例改正等の必要も考えられるが、そのスケジュールは考慮されているのか。	・標準的な監査調査の活用時期については、各自治体で条例の改正や施設への説明等の準備状況に応じて適宜活用いただくことを想定します。
177	2. 監査調査標準化方針	5. 標準的な監査調査の導入時期について	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	・今までの監査で伝えていた内容とずれが生じてくることについて、施設側への説明の準備の時間が必要。	・標準的な監査調査の活用時期については、各自治体で条例の改正や施設への説明等の準備状況に応じて適宜活用いただくことを想定します。
178	2. 監査調査標準化方針	6. 監査調査標準化の位置づけについて	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・標準化した監査調査の基準についての、施設への説明は国主導で実施予定がありますか。	・通知の改正に伴う、保育施設等への説明については各自治体から行つていただく想定です。
179	2. 監査調査標準化方針	6. 監査調査標準化の位置づけについて	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	・調書の標準化により監査業務自体を標準化することはきわめて重要なことですが、全国規模で保育施設を運営する事業者もあり、都道府県間でも監査結果や指摘内容等に差が生じないよう運用する必要があると考えます。指導レベル感を統一的に運用するためには指導レベルに関しても標準化が必要であると考えます。指導根拠となる資料等（基準、内部メモ、チェックリスト等）については、指導レベルまで整備することが必要と考えます。	・本調査研究において、評価区分等を含めた整理を行っており、自治体間の差の解消に繋がることと考えております。一方で、実施する保育施設等の規模等によっても指導レベルが異なるため、自治体裁量にて対応いただく範囲もある想定です。
180	2. 監査調査標準化方針	6. 監査調査標準化の位置づけについて	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・①『評価区分等の項目は、自治体の独自基準や実態等に即して、適宜変更頂くことを想定』とありますが、評価が自治体ごとに異なること（同一の事象に対し、A市は文書指摘、B市は助言指導のような状況）は標準化の対象にはならないという理解でよいか。また、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更した場合、「軽微な違反の観点」と「経過措置の観点」以外の視点で判断してもよいか。例えば、避難及び消火訓練を毎月実施していることが確認できなかった場合、1回未実施＝助言、〇～〇回未実施＝口頭、1度も実施されていない＝文書指摘 というような頻度を伴うものなどが想定されます。	・評価区分等の項目について、標準的な監査調査一覧を基とし、自治体独自基準や実態等に即して、必要に応じて変更いただくことは、問題ございません。
181	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・回答欄の選択肢として、対象外がありえない項目からはあらかじめ対象外を外していただきたい。	・施設の状況や事情は多岐に渡ることから、あらゆるケースを想定する必要があり、国として「対象外」の条件を網羅的に設定することは困難であるため、全ての項目に「対象外」の選択肢を設ける方針とします。
182	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・対象外理由を書いてもあまりにも面倒が手間ですので、書いてもらう必要はないと思います。	・対象外理由の記入については、必須ではなく、疑義が生じそうな項目に対してのみ理由を記載いただく等、理由の記載要否は自治体にて判断いただくことを想定しております。
183	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・評価区分は監査実施課所の判断で変動する可能性があるのであれば自己点検票には記載しない方がよいと思う。	・自己点検票上に、「評価区分は、参考でありケースにより変更の可能性有」の旨を記載しております。そのため、その前提で保育施設等へも展開する方針としております。
184	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～39)	・「着眼点」欄について、説明資料P33では「自己点検票様式での記載」が○であるのに対し、別紙の自己点検票の案では記載されていないがどちらが正しいか。もし、自己点検票には記載されないのであれば、「自己点検項目」欄のみを見ても施設が具体的にどのように対応すれば良いかわからない可能性があるため、自己点検票様式にも記載した方がよいのではないか。また、施設が自己点検票様式に入力・出力する際は表示されないとしても、施設が入力した後に自治体が入力する際は表示されるようにしていただきたい。	・着眼点については、自治体が確認する際の参考として位置づけているため、自己点検票の様式には記載しない方針とさせていただきます。
185	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・基本的に適否の選択式となっているが、適否だけでなく項目によっては必要事項（日付や担当者名）を記載させた方が、より効率的に当日の確認を実施できる項目もあるため、検討いただきたい。	・自己点検票では、適否の入力の他、事前提出書類及び事前提出情報を定義しております。それらを踏まえて、追加での情報の提出を求める場合は、自治体独自でご判断いただけます。
186	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・回答欄について「適」「否」「対象外」以外の選択肢を自治体において設ける機能があるとよい（何も考えず全部「適」にするような事業者が生じることを防ぐため）。また、自由記述欄を設ける機能があるとよい。	・自己点検票上に、「備考」欄を設けているため、現状のままの様式とさせていただきます。
187	2. 監査調査標準化方針	7. 自己点検票の様式について	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・事前提出情報について、設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについては、システム上での自動計算を想定されているが、その場合、監査項目・自己点検項目のNO5 6～NO6 3、NO8 0～NO8 3は省略できる部分があるのではないのでしょうか。	・自己点検項目のうち、職員及び児童の数について、システム化に当たっては、各月の給付申請情報を基に、施設管理プラットフォーム上で自動取得することを想定しており、保育施設等での入力は不要とする想定です。紙で運用いただく場合には、自治体の運用に合わせてご対応いただくことを想定します。（保育施設等側の入力は任意であり、自治体内の給付関連部署から情報提供を受け、自治体側で入力することを想定します。）
188	2. 監査調査標準化方針	8. 監査調査一覧の様式について	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・自治体の自由記載欄を一つ設けていただきたい。	・頂いたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途要件定義の中で検討してまいります。監査調査一覧を紙で運用いただく場合には、EXCELでの配布も予定しておりますので、適宜自治体毎に、列追加等を行っていただくことを想定します。
189	2. 監査調査標準化方針	9. 事前提出書類の添付様式について	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	【保育所】 ・監査をする前に事前提出資料として、就業規則や平面図、重要事項などの添付資料の提出を求めているが、説明資料P37によると「事前提出資料の添付を行う。」とあることから、全てPDF等の形式ファイルをPDFに添付させるということよろしいか。	・添付を行うファイルについては、PDFに限らず、EXCELやword等も可能とする想定です。
190	2. 監査調査標準化方針	10. 調査研究の対象範囲について	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・11ページ「システム化範囲案」について 当方の表の読み取りに誤りがあるかもしれませんが、 保育DXにおいては、特定教育・保育施設であると同時に特定子ども・子育て支援施設等として預かり事業を実施している認可保育所・認定こども園・幼稚園については、「特定子ども・子育て支援施設等」から除外されているように見えます。 特定教育・保育施設としては、同じ給付業務であるにも関わらず施設型給付に係る事務は保育DXに移行し、施設等利用給付に係る事務は既存のままとなり、施設の事務が複雑になる可能性がある。 ・保育DXの実装範囲に、令和7年3月21日こ成事第175号通知「児童福祉行政指導監査について」における、保育の実施機関への監査は含まれないのか。	・認可外保育施設、施設型給付を受けない幼稚園だけではなく、特定教育・保育施設における施設等利用給付に係る確認監査業務も、今回の調査研究の対象となり、特定教育・保育施設における施設等利用給付に係る確認監査の業務として、施設等利用給付費の適正を確認いただくことを想定しております。
191	2. 監査調査標準化方針	10. 調査研究の対象範囲について	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・保育DXの実装範囲に、令和7年3月21日こ成事第175号通知「児童福祉行政指導監査について」における、保育の実施機関への監査は含まれないのか。	・本調査研究では、「児童福祉行政指導監査について」において言及のある施設等のうち、「保育所」を対象としております。
192	2. 監査調査標準化方針	10. 調査研究の対象範囲について	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育所型認定こども園版の監査調査も様式を示してほしい。	・保育所型認定こども園は、保育所の設備運営基準が適用されることから、保育所の監査調査を参考に、監査を実施いただくことを想定します。
193	2. 監査調査標準化方針	11. 監査調査一覧のメンテナンスについて	【意見照会の概要、意見照会項目について】(資料P4～6)	・根拠法令について、改正があれば即反映されるとよい。	・事務フローに記載の通り、根拠法令等の改正に応じて、監査調査のメンテナンスを行う想定です。

194	2. 監査調書標準化方針	12. 公立保育所の考慮について	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13~20)	・子ども・子育て支援法上の「確認指導監査」として、市町村は自らが運営していることとなる公立保育所に対しても、民間施設と同様に行うことを想定しているか。	・公立保育所の場合に監査不要となる項目は、各自治体毎に判断いただくことを想定します。
195	2. 監査調書標準化方針	13. 参考項目の位置づけについて	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・職員の処遇関係については、ほとんどが参考事項となっている。参考事項は指導監督権限がないことであるが、項目を確認して法令違反が認められた場合、労基署に報告することを想定しているのか。指摘等してはいいないのか。	・指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求めます。
196	2. 監査調書標準化方針	13. 参考項目の位置づけについて	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・他の行政機関が所管している内容については、評価区分が「参考項目」となっているが、監査で確認する以上、法令等で明確な根拠があるものは通常どおり、指摘・助言で良いのでは？	・指導監督権限がなく行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目について、評価区分を「参考項目」としております。
197	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13~20)	・標準的な監査調書等の整備を進めているが、一方で監査事務は自治事務であり、自治体で柔軟な対応が必要と対応方針(案)が整理されている。長所等のなかで、この項目は、国の基準で行うことが必須等、一定のルールがあると、一定基準までの標準化が図れるのではないか。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
198	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・現在の監査調書一覧(案)等での評価区分が、現行の県区分と多く相違がみられているため、県としての検討が必要である。国で区分変更すべきでない項目を提示していただくと一定の標準化ができるのではないか。県としては、実施年度から大きく指導方針が変更となる可能性もあるため、国の監査標準化によるものと説明を行う必要がある。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
199	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13~20)	・見直しを行う通知の位置づけを技術的助言としているが、「標準」が示された場合、なぜ本市の指導監督事務は「標準」と異なるのか、施設等に対する新たな説明責任を負う。また、標準化の趣旨を踏まえて、事務負担軽減を目指して本市の監査事務を見直す場合には、相当の事務負担が生じるものと懸念している。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
200	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13~20)	・施設監査に係る標準化の事務は、各自治体の事務負担を考慮して、公正かつ客観・特に、監査調書一覧(案)で示された監査項目等について、本市の取扱いと異なる部分があることから、今後、標準化に伴う現行監査項目等の見直し等を本市において円滑に進めることができるように、実地監査においてどのように確認するのか等の具体的な手法や評価区分を適用するに当たっての判断基準などについて、令和8年度以降の取組として「Q & A集の作成」や「標準と異なる各自治体の取扱いが適切かどうかを確認できる仕組みの構築」について、検討いただきたい。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
201	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・児童福祉法第46条における施設指導監査は「設備運営基準の維持」が目的であると認識しているため、監査調書一覧の標準化は、「設備運営基準」及び「保育所保育指針」を根拠とするものをまず行い、「成事第175号通知」など国通知を根拠とするものは、監査項目とする今日的な根拠や必要性・妥当性を検証し、監査調書一覧に盛り込むこととした考え方・理由をわかりやすく示したうえで行うよう、段階的な実施について検討いただきたい。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
202	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	① 評価区分の統一について ・他市町村との乖離を防止するため、QAや監査調書において、「文書指摘」「口頭指摘」「助言・指導」などの評価区分が明確に判断できるよう、基準の統一を図っていただきたい。併せて、調書上で、各指摘区分の判断基準が一目で分かるような記載方法の工夫をお願いしたい。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
203	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	③ 職員配置に関する判断基準の明確化について ・施設監査・確認指導監査の実地監査において、職員の配置に関する観点(例：午睡中の配置と職員休憩の関連性)及び算定方法について、調書上で判断が可能となるようにしていただきたい。要望としては、計算表の整備や、国基準に基づく積算方法の明示をお願いしたい。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
204	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【意見照会の概要、意見照会項目について】(資料P4~6)	・令和8年度からの監査業務の標準化・運用開始に向けて、全国の自治体からの詳細な意見収集は不可欠であると考えます。しかし、今回のアンケート項目は抽象的であり、具体的な課題や改善点を記載しづらい形式となっています。そのため、自治体からの意見が十分に集まらない可能性が懸念されます。より実効性のある意見収集を図るためには、設問の具体化や自由記述欄の充実など、アンケートの改善が望まれます。しかし、現段階でアンケートの再実施が難しいと考えられるので、特に全国の意見反映が必要な監査調書(自己点検表)について自治体が補足意見を別途提出できるような仕組み(例：メールや別フォームでの意見提出)を設けることで、現場の声をより的確に反映することが可能になると考えます。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
205	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【保育DXの全体像について】(資料P8~11)	・P10「本意見照会の結果の主な反映先→監査調書等の入力(項目標準化対応)」となっていますが、監査調書案において、処遇(一般原則(人権)、入所者支援の充実等)に関する記載、特に「監査評価項目・自己点検項目」や「着眼点」が抽象的であるため、自己点検を行う施設及び監査評価を行う自治体双方にとって、点検や評価の判断が困難な内容になっています。本アンケートにおいて、設問の具体化や自由記述欄の充実など、意見を的確に反映できるような改善が求められるのではないのでしょうか。P17検討結果の反映を本年12月中に行うことになっていますが、全国標準的な観点を取り込んだ監査調書の作成に向け、意見照会内容及び検討期間が不十分ではないかと懸念があります。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
206	2. 監査調書標準化方針	14. 標準的な監査調書の導入に関する要望等	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・児童福祉行政指導監査等の実施状況報告と一致するようにしてほしい。もしくは根拠通知(児童福祉行政指導監査の実施について)をこの調書一覧にあわせてほしい。	・御意見として賜りました。今後の検討の参考として整理させていただきます。
207	2. 監査調書標準化方針	15. 当日確認書類について	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・事前提出書類だけでなく、当日に用意が必要な書類の一覧も必要。	・当日用意が必要な書類については、監査調書一覧の着眼点等を参考に、各自治体の監査手法に合わせて定義いただくことを想定します。
208	2. 監査調書標準化方針	16. 会計項目について	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	・会計については専門性の高い知識等が求められると感じておりますが、現状本市においては諸般の事情から専門員の設置等が実現できておりません。そこで、計算書類の妥当性等をシステム上で判定できるような機能の搭載や、判断のための指標等が示されると大変ありがたいです。	・ご意見として承ります。
209	2. 監査調書標準化方針	17. 社会福祉法人監査について	【別紙1】【監査調書一覧(案)について】(資料P27~31)	【保育所】 ・自治体の独自基準や実態等に即し、柔軟に対応いただくことを想定している」とあるが、番号111以降の会計項目について、自治体の判断により、他施設から拠点間繰入れ等を考慮し、施設監査ではなく、社会福祉法人監査時に確認するとして差し支えないか。	・自治体の判断にて、施設監査ではなく、社会福祉法人監査時に確認するとしていただくことは、差し支えございません。
210	2. 監査調書標準化方針	17. 社会福祉法人監査について	【別紙3】【事務フロー(案)について】(資料P37~38)	【保育所】 ・差し支えないとした場合、社会福祉法人監査は、他部署・他自治体で行うこともあるため、監査結果をプラットフォームに入力しないことは可能か。	・国として、集計等を行うことから、できる限り監査した結果については、入力をお願いしたいですが、各自治体の実態に合わせてご対応いただく形で問題ございません。
211	2. 監査調書標準化方針	18. 事務フローについて	【別紙3】【事務フロー(案)について】(資料P37~38)	・一般監査(実地指導)結果登録と一般監査(実地指導)結果確定が分かれている必要はあるのか？この2つの間はどういった事務が挟まる想定か(内部で決裁等？)	・ご記載の通り、自治内部での決裁後に確定を行うことを想定しております。
212	2. 監査調書標準化方針	18. 事務フローについて	【別紙3】【事務フロー(案)について】(資料P37~38)	・事務フローの中に聴聞や弁明の機会といったフローが入っていない。	・事務フローに、「業務停止命令通知 確認の取消又は全部もしくは一部効力停止通知」「認可取消通知」等、行政処分を実施する場合には、聴聞・弁明の機会を追記いたします。

213	2. 監査調査標準化方針	18. 事務フローについて	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・確認指導監査の集団指導について、フロー上、「実施計画策定」と「一般監査（実地指導）実施通知」の間に行うこととなっているが、前年度末に来年度に向けて実施する等、必ずしもその間に行うこととはならないことから、別のフローに分けていただきたい。	・事務フローは、標準的な流れを想定して記載しており、必ずしもフローの順番通りに実施いただく必要はございません。
214	2. 監査調査標準化方針	18. 事務フローについて	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	・書面監査はどのような想定か。	・事務フローに記載の通り、実地の検査が必ずしも必要でないと思われる場合もあると想定しております。
215	2. 監査調査標準化方針	18. 事務フローについて	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・これまでは、毎年5月から7月にかけて「施設調査書」を全施設に作成・提出（提出期間：約6週間）してもらっていました。また、実地検査日の3週間前から2週間前までに対象施設へ実施通知を送付し、1週間前までにシフト表などの事前提出を求めてきました。この現状と標準的な事務フローとの差について、以下2点についてお伺いします。 1. 実施通知の発出日は、実地検査日の何日前を想定しているのでしょうか。 2. 成果物案の「自己点検票」は、現状の「施設調査書」に代わるものと認識していますが、標準的な事務フローでは実地検査対象の施設のみが作成するものとされています。「自己点検票」の回答項目が膨大であるため、短期間での作成は施設側の負担増につながり、市側での確認期間も十分に取れなくなる可能性があります。そのため、提出時期を再検討する必要があると考えます。	・実施通知の発出日については、自治体の実態に合わせて設定いただくことを想定しております。
216	2. 監査調査標準化方針	18. 事務フローについて	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	P38（別紙3_P13） ・一般監査において『実地の検査が必ずしも必要でない想定される』場合について、処理フローは実地指導を行った施設と異なるフロー、若しくは同じフロー、いずれを想定しているのでしょうか。	・ケースに応じて異なりますが、基本的には同じフローとなることを想定しております。
217	2. 監査調査標準化方針	19. 自治体独自様式の活用について	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・一つ前の質問と重複するが、自己点検票は本市では提出まで、求めず法人にてより適正な運営を行うために自主的に実施をお願いしている。（自己点検票は法人が自主的に適正な運営を行うために必要であると認識している） また、毎年6月末までの決算時期までに社会福祉法59条に基づく計算書類とともに「施設調査書」の作成提出を依頼している。（大阪府下では多くの市町村が実施している）この施設調査書は前年度の実績報告や施設基準を記入いただいており、施設調査書を監査の準備書類に充当している部分もある。フロー図上、その施設調査書のタイミングはいつになるのか、また自己点検票は前年度の実績報告や施設基準を入力いただき提出いただく想定しているのか。施設調査書の内容も市町村独自で作成しており、施設調査書を自己点検票に兼ねることも問題ないのか。	・標準的な自己点検票以外で、施設調査書の自治体の独自様式を併せて活用いただくことについて、問題ございません。
218	2. 監査調査標準化方針	20. 着眼点の位置づけについて	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・②【全類型共通】調査（案）中の着眼点について、一部関連法令等に明記がないほど細かな内容が存在する。着眼点はあくまで評価上の一例であり、評価にあたっては「監査評価項目・自己点検項目」を満たしているかを総合的に判断する、という認識でよいのか。そうではない場合、「着眼点」の全ての項目について、法令等上の位置付けを明確にいただきたい。	・着眼点の位置づけ及び評価に当たっての判断について、認識相違ありません。着眼点はあくまで評価上の一例であり、評価にあたっては「監査評価項目・自己点検項目」を満たしているかを総合的に判断いただくことを想定します。
219	2. 監査調査標準化方針	21. 監査調査一覧の提供について	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・監査調査一覧について、Excelデータでも提供いただきたい。	・通知の改正においては、標準的な監査調査一覧について、PDFの他、EXCELでの提供を行う想定です。
220	2. 監査調査標準化方針	21. 監査調査一覧の提供について	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	別紙2 ・現地では自己点検表を印刷して使用することを想定してほしい。	・自己点検票を紙で運用いただくことも想定しております。
221	2. 監査調査標準化方針	22. 賛同のご意見	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・簡素化、ワンズオンリーについて大賛成です。	-
222	2. 監査調査標準化方針	22. 賛同のご意見	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・ICT化が進む中、自治体でも課題に感じているが、大きな改正になることから、なかなか進みにくい分野である。有識者検討会等で構築していただくことは大変ありがたい。	-
223	2. 監査調査標準化方針	22. 賛同のご意見	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・施設種別が多く、複雑でありながら、求められている基本は同じ事が多い。整理していただき、よりわかりやすくなると思う。	-
224	2. 監査調査標準化方針	22. 賛同のご意見	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・自己点検票について、項目欄の問いかけが、これまでのものよりわかりやすく、求められている真意が伝わりやすい。評価区分が同列に示してあり、判断しやすい。	-
225	3. システム化要件	1. 監査調査マスタ整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・また、事前提出資料とするか当日提出資料とするかは行政側で選択できるように。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
226	3. システム化要件	1. 監査調査マスタ整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・フロー図の監査調査メンテナンスに含まれているのかもしれないが、前回問題なかった項目はスキップできる等を行政側で設定できるようにする。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
227	3. システム化要件	1. 監査調査マスタ整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・根拠法令・告示・通知等の欄に根拠となる市条例の該当条項を表示(入力)出来るようにお願いしたい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
228	3. システム化要件	1. 監査調査マスタ整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・資料では、標準化の方針を検討していくと記載されているが、自治体独自で評価区分に幅を持たせることは可能であるかわかるようになる必要があるのではないか。（文書指摘-口頭指摘-助言など）。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
229	3. システム化要件	1. 監査調査マスタ整備	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・年度途中で新たな通知の発出・法改正が生じた際、監査調査一覧へ反映されるのはいつ頃か。 法改正適用後、監査調査一覧へ反映前の段階では、法改正前の基準で監査を行ってよいのか。	・事務フローに記載の通り、根拠法令等の改正に応じて、監査調査書のメンテナンスを行う想定です。具体的なメンテナンス時期については、今後検討してまいります。
230	3. システム化要件	1. 監査調査マスタ整備	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・自己点検項目について、項目ごとに非表示もしくは文章の修正ができるようにしていただきたい。管轄自治体のなかで対象となる施設のない項目や、自治体で上乗せしている基準（例：面積基準）に対応できるようにしてほしい。また、根拠法令等に自治体の条例等を追加できるようにしてほしい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。

231	3. システム化要件	1. 監査調査マスク整備	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・対象外であることが確実である、指導監査において実地等で確認する等により、施設に自己点検させなくてよい項目を自治体側で設定できる機能があるといふ。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
232	3. システム化要件	1. 監査調査マスク整備	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	P15 ・監査モジュールへの機能追加イメージにおいて、様式は自治体ごとのカスタマイズにより追加可能とのことですが、具体的に、監査標準項目に独自の内容を追加する場合、①標準項目を修正することとなるのか、②標準項目はそのままで独自の項目を追加するのか、③その他、どのような追加方法となるのでしょうか。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
233	3. システム化要件	1. 監査調査マスク整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	P31 ・監査調査一覧は、自治体側で項目の並び替えを行うことは可能でしょうか？	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
234	3. システム化要件	1. 監査調査マスク整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・監査項目が多いため、施設と自治体に過大な負担とならないよう、自治体に裁量を持たせるべきと考えます。施設監査と確認監査で監査項目が重複するものについては、片方省略できるように配慮いただきたい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
235	3. システム化要件	1. 監査調査マスク整備	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・児童福祉行政指導監査実施要綱5（1）ウを踏まえ「毎年の確認を任意とする項目」について自治体の判断で設定できるようにお願いしたい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
236	3. システム化要件	2. 実施計画策定	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・一般監査実施通知のフロー図で「一般監査（実地指導）対象確認」の次に園との日程調整を行うフローを追加する。また、プラットフォーム上で日程調整ができるようにする。市から○月○日～○月○日の間で都合のよい日程を回答するよう案内する。（○月○日期限）園もプラットフォーム上で回答できるという具合に	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
237	3. システム化要件	2. 実施計画策定	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・実施計画策定について、全施設において具体的な月日まで年度当初に決めることは出来ず、年度当初は監査月までしか決めず、監査月が近くなってから具体的な日程調整を行っていることから、全施設の具体的な月日を決めずとも、次のフローに進める仕様としていただきたい。（システム上、具体的な月日を入力する必要がなく対象を指定して次のフローに進むことができる、具体的な月日まで決めた施設のみ次のフローに進むことができる、等）	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
238	3. システム化要件	2. 実施計画策定	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・実施計画策定機能は実施通知作成と繋がっているものと考えてよい。また、施設都合などで日程変更する際に大元の計画を修正しなければならない場合、計画策定時点の情報を（PDFなどでもよいので）残しておく機能があるといふ。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
239	3. システム化要件	2. 実施計画策定	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・施設の負担軽減のため府と同日に監査を行っており、保育業務施設管理プラットフォームにおいても従来通り同日で監査が実施できるように配慮いただきたい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
240	3. システム化要件	2. 実施計画策定	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	(1)パターンB （都道府県・その他の市町村が、地域型保育事業以外の監査を実施する場合） ・実施計画策定で、当県では県の監査に市町が立ち会うことはあるもの、県と市町が同時に監査を実施することはないが、市町への通知文は任意で作成可能か。	・県と市町が同時に監査を実施しない場合も想定しております。市区町村への通知文について、いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
241	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・まれなケースではあるが、指導検査の結果通知作成し、保育施設へ送付した後に、指摘事項を修正する必要がある。一度指摘事項を確定させ、結果通知したあとからでも、自治体側からの内容修正を可能にしてほしい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
242	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・現状、極力県と同時に各監査等を実施し、施設監査を実施した結果について県から共有を受け、当該結果との整合性を取りつつ本市における確認指導監査等の結果を通知するような運用としております。可能であれば、県と当市のやり取りを行わずともシステム上で双方の監査実施日や結果内容について確認できつつ、一方で、昨今の法改正による虐待通報対応にも関連し、特別監査も見据えた連携がシステム上で行えるような機能があるとありがたいです。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
243	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・実施通知や完了通知などはプラットフォームへ登録すれば自動で相手方に通知がいくようにしてほしい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
244	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・プラットフォーム上で、施設が通知書類等を確認、ダウンロードしたことを自治体が確認できるようにしていただきたい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
245	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・P11：実施日の変更があった場合、実施通知を変更後のもので再送する流れとなっているが、当自治体では再送は行っていない。また、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」の「指導監査職員の名義その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること」など、「指導監査職員の名義」を通知に載せるべきこととなっているが、標準化を機に、個人情報の観点から今後省略可能とすることについて検討できないか。	・御意見として賜りました。いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
246	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・事務フローP50の一般監査結果通知について、例えば指摘有りの場合、通知文案は指摘内容ごとに様式がシステムで作成されるのでしょうか。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
247	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～39)	(1)パターンB （都道府県・その他の市町村が、地域型保育事業以外の監査を実施する場合） ・一般監査結果通知で、当県では結果通知は所在地の市町及び社会福祉法人所轄市にも写しを送付しているが、対応可能か。	・監査結果の通知を、写しを送付する事務について、いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
248	3. システム化要件	3. 監査通知関連	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～40)	(1)パターンB （都道府県・その他の市町村が、地域型保育事業以外の監査を実施する場合） ・監査完了・監査結果公表で、当県では監査完了通知は送付していないが、対応可能か。	・監査完了時に想定する、監査完了通知は、通知書ではなく、システム上での連絡を想定しております。
249	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・回答欄は適、非、対象外をクリック1つでチェックを入れられる形式にする等、園が簡単に入力出来るようにする。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
250	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・①施設基本情報部分で施設類型を保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型等を選択すると、自己点検の対象外となる部分がグレーアウトする等の仕組みを導入する。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
251	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・自己点検項目の中に〇〇法第〇〇項に定める等の表現がある場合は、その内容が確認できるようにする。クリックしたらポップアップが出てきて内容が確認できる、どこか1つにまとまっている等、形式は問わない。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
252	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・保育士の必要人数、保育室、屋外遊技場の必要面積が基準を満たしているか等が確認できるよう、「適/否/対象外」以外に「数字等」を入力する欄を設け、基準値以内が自動計算されるようシステム対応可能か。 また、計算式を市基準に合わせるようカスタマイズすることは可能か。	・保育士の必要人数、保育室、屋外遊技場の必要面積が基準を満たしているか、については、システム上で自動計算可能とする想定です。なお、国の認可基準に基づいた計算となります。
253	3. システム化要件	4. 自己点検	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・施設からの提出後、自治体において、確認している際に、書類不備・不足や書類内容の修正が必要な場合が多数想定されるため、システム内でそれらの対応を可能にしてほしい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
254	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課/令和4年12月26日/事務連絡）」に基づき、保育士が児童発達支援事業所等の職員を兼務することがあるため、兼務しているか否かは分かるような仕様にして欲しい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
255	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	P38（別紙3_P12） ・施設は、自己点検票を入力後、保育業務施設管理プラットフォームにより提出する前に、入力漏れがないことを確認（エラーチェック）する仕様となっているのでしょうか。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
256	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・児童数や職員数を入力する項目を作成し、定員確認が自動でできるようなシステムを希望します。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
257	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・設問に対しての自由記述欄を追加できるようにしてほしい。 項目ごとに設定できるような調整が可能な使用を希望する。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
258	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・公定価格部分の自己点検票は、給付費の申請給付を行う担当課でなければわからない内容であるため、その部分を市内部で調整するにも大変なため、施設に回答してもらう際にも対象箇所を選択制にいただければと思います。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
259	3. システム化要件	4. 自己点検	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・施設職員がファイル共有状況（添付書類のアップロード漏れ）を確認できるのでしょうか？	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
260	3. システム化要件	5. 監査結果登録	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・現地では作業スペース等の問題で別紙1と2の両方を見て監査を行うのは難しいので、自治体の画面で別紙2を印刷した場合（画面表示させた場合も）別紙1の「着眼点」、「事前提出書類」、「事前提出情報」の欄も表示されると良い。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。

261	3. システム化要件	5. 監査結果登録	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・項目ごとに監査結果を書く欄を設けてほしい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
262	3. システム化要件	5. 監査結果登録	【別紙1】【監査調査一覧（案）について】(資料P27～31)	・また、その評価に至る過程で確認した書類や具体的な記載を残すこともできるようにしていただければ、指導監査における手がかりとして、職員が経験を積み上げられるようになると思います。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
263	3. システム化要件	5. 監査結果登録	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	【保育所】 ・当自治体では、監査当日、実際に勤務している保育士や栄養士とヒアリングを実施し、その結果を監査調査に反映しているが、これらを調査に反映する方法は用意されているのか。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
264	3. システム化要件	6. 改善状況報告	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・また、改善報告状況を差戻す場合に、事前提出資料と同様、差戻し理由をプラットフォーム上で入力する差戻すことが可能であるという認識でよいかと教えてください。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
265	3. システム化要件	7. 監査結果集計	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・また、データ管理に関連して、子ども家庭庁が実施する『児童福祉行政指導監査等の実施状況報告』などに関して、データ連携や情報抽出などの仕組みは想定されているかご教えてください。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
266	3. システム化要件	7. 監査結果集計	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・過去の指導事項について、検索や照会※に対するとりまとめが行えるようにしてほしい。 ※特に児童福祉行政指導監査等の実施状況報告（子ども家庭庁）	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
267	3. システム化要件	7. 監査結果集計	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～41)	(1)パターンB (都道府県・その他の市町村が、地域型保育事業以外の監査を実施する場合) ・監査完了・監査結果公表で、当県では年度ごと監査結果の集計も行い、公表しているが、監査結果（指導事項等）のデータ出力、集計等のシステム対応は可能か。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
268	3. システム化要件	8. システム化のイメージ	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・事業者・自治体双方の負担減のため、実地での確認事項を極力削減できるような仕組みを実装していただきたいです。例えば、確認に必要な書類や施設の写真等をすべてデータにてアップロード可能とし、さらに可能であればOCRによる読み取りやAIによる適否の判定等を実装していただくことで、ヒューマンエラーの排除等にもつながると考えます。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
269	3. システム化要件	8. システム化のイメージ	【別紙2】【自己点検票（標準様式）（案）について】(資料P33～35)	・システムの取扱いについては、普段システムを取り扱わない職員でも対応可能なよう、可能な限り簡便な操作とするようにしてほしい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
270	3. システム化要件	8. システム化のイメージ	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・システム上において、どのような状態になっているのかを自治体・施設共にわかるようにしてほしい。施設が結果通知を受領したことがわかるようなど。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
271	3. システム化要件	8. システム化のイメージ	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・監査事務の流れで今後目指す姿として、紙でのやり取りを電子化することが挙げられています。この場合、自治体が実地監査を行う際に事前調査等の紙出力不要とすることも必要だと感じています。実地監査の場面でのDX化のイメージについてどのように考えられているのか教えてください（例えば現地監査時に各監査吏員がタブレットを携帯することを想定している等）。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
272	3. システム化要件	9. システム間連携	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・当都道府県はすでに独自システム「指導検査区市町村ポータル」を運用しているが、市区町村におけるシステム利用は有料なので、無料で使える国の「保育業務施設管理プラットフォーム」には大変期待している。しかしシステムと連携しない一本化できなければ、結局保育施設に事務負担が強くなることになるため、ぜひ連携しない一本化の見通しを早急に示してほしい。	・今後検討してまいります。
273	3. システム化要件	10. その他	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	②ファイル共有機能について ・添付書類の追加・削除は可能でしょうか？	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
274	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	1. 導入に関する質問	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	・「ここdeサーチ」等のシステムからファイル共有機能を活用した連携を図るが、「ここdeサーチ」の情報と適切に入力できていない場合や更新時期が異なる状況において、「ここdeサーチ」への入力について新たに統一ルール等を設けるのか。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
275	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	1. 導入に関する質問	【保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について】(資料P13～20)	・また、「保育業務施設管理プラットフォーム」へ連携・反映されるタイミング等、具体的に連携される内容についてご教示いただきたい。	・いただいたご意見を参考に、システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。
276	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	1. 導入に関する質問	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・監査調査一覧は、毎年度いつ頃にリリース・更新されるのか。 リリース・更新される際は、全施設類型一括となるのか、施設類型ごとに別々の時期となるのか。 監査調査一覧リリース・更新後、自治体でのカスタマイズを行う必要があると思われるため、具体的なリリース・更新時期を示していただきたい。	・事務フローに記載の通り、根拠法令等の改正に応じて、監査調査のメンテナンスを行う想定です。具体的なメンテナンス時期については、今後検討してまいります。
277	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	1. 導入に関する質問	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・9ページの工程表によると、監査調査標準化対応の改修終了時期はR8年度末とされています。これは、改修後のプラットフォームを活用した指導監査をR9年度当初からと想定した上での工程との認識でよろしいでしょうか。また、自治体がプラットフォーム上で監査調査のメンテナンスを実施可能になる時期を教えてください。	・改修後の保育業務施設管理プラットフォームを活用した指導監査については、令和9年度からご活用いただける予定です。具体的に、自治体がプラットフォーム上で監査調査のメンテナンスを実施可能になる時期については、今後お知らせさせていただきます。
278	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	1. 導入に関する質問	【別紙3】【事務フロー（案）について】(資料P37～38)	・フローについて、部分的にプラットフォームを利用したい。 具体的には、監査実施通知や提出書類はプラットフォームを利用して求めて、施設監査をする際の調査は市で定める内容に則った調査書を利用して（標準様式を利用しないで）、結果通知はプラットフォームを利用して通知をしたいと考えている。	・利用方針については、自治体毎にご判断いただくことを想定しております。詳細については、別途開催する自治体説明会等にてご確認ください。
279	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	2. 導入に関する要望	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・乳児等通園支援事業においても市町村は監査することになっているが、これは別の子ども誰でも通園制度総合支援システムで様々な利用状況を登録することになる。様々な事業が増えていくたびにシステムが増え、それぞれに施設情報を登録・更新をしていかなければならないことが更に新しい業務を生んでしまうため、データ連携により各システム間で情報更新が一括してできるようになるとよい。 監査は、保育・教育に関わる全ての事業がこのプラットフォームに集約されることを望みます。	・御意見として賜りました。
280	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	2. 導入に関する要望	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・電子化保育業務施設管理プラットフォームの導入により、作業時間の短縮や効率化が図られることは大変有意義。しかし、監査調査に自治体独自の項目を追加するなどの作業が必要となる場合、導入前より業務負担が増加する可能性があり懸念があります。	・御意見として賜りました。
281	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	2. 導入に関する要望	【システムを活用した将来的な監査事務の変化のイメージについて】(資料P22～23)	・改善するイメージはわかりやすいです。 逆に標準化することでデメリット（対応できない等？）となる部分と、対処案等（例？）も記載してあると、実際取り組んでから慌てて対処するよりも、先に対処案を用意できるのではないかと思います。	・御意見として賜りました。
282	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	2. 導入に関する要望	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・運用開始までにテストランはあるのでしょうか？当市の保育所等の監査は6月上旬より実施しています。その事前提出資料は約1か月の期限で提出を依頼していますが、提出が期日を過ぎたり添付書類の提出漏れが多数あります。新しい制度が始まることで自治体・施設の負担は一時的に増加し混乱が予想されますので、運用開始までに標準化のことは早期に自主点検票様式等を整え周知したいです。自治体及び施設職員のテストランの機会を設けていただきたいです。	・御意見として賜りました。
283	4. 保育業務施設管理PFの導入に関する質問・要望	2. 導入に関する要望	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・システム導入について、必要な知識や体制が不十分な保育施設が多く対応が困難になることが予想される。円滑な運用に向けて十分なサポート体制をお願いしたい。	・御意見として賜りました。
284	5. その他、監査調査標準化対象・システム化対象等	1. 監査調査標準化対象・システム化対象等	【保育DXの全体像について】(資料P8～11)	・業務削減が先行し、専門性の育成に至っていない現状がある。労働環境の充実など根本的な問題の解決についても同時に取り組んでほしい。	・今後の検討の参考として整理させていただきます。
285	5. その他、監査調査標準化対象・システム化対象等	1. 監査調査標準化対象・システム化対象等	【意見照会の概要、意見照会項目について】(資料P4～6)	今回の資料についての意見ではございませんが、今後子ども誰でも通園制度の監査も各自治体で実施するようになると思われるため、誰でも通園制度の監査にも対応できるようにしていただきたいです。	・子ども誰でも通園制度の監査については、今後検討を進めてまいります。
286	5. その他、監査調査標準化対象・システム化対象等	1. 監査調査標準化対象・システム化対象等	【意見照会の概要、意見照会項目について】(資料P4～6)	・認可関係の変更届は引き続き紙の手続きとなるのか。	・認可関係の変更届は、引き続き紙の手続きを想定しておりますが、今後の検討の参考として整理させていただきます。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（[humans@center](#)）、迅速にテクノロジーを実用化し（[technology@speed](#)）、大規模にイノベーションを推進し（[innovation@scale](#)）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究（令和7年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。

EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。

本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。